238　冷凍アブレーション用バルーンカテーテル	389,000円	（新設）
239　腎神経焼灼術用カテーテル		（新設）
⑴　超音波エネルギー式		
①　カテーテル	694,000円	
②　カートリッジ	124,000円	
⑵　高周波エネルギー式	1,410,000円	
240　経皮的三尖弁クリップシステム	3,060,000円	（新設）
注　経皮的三尖弁クリップシステムのクリップを２個以上使用する場合は、追加する１個当たり償還価格の100分の50に相当する価格を加算する。		
Ⅲ～Ⅴ　（略）		Ⅲ～Ⅴ　（略）

Ⅵ　歯科点数表の第２章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

品名	単位	材料価格	品名	単位	材料価格
001　（略）			001　（略）		
002　歯科鋳造用14カラット金合金インレー用（ＪＩＳ適合品）	１g	15,991円	002　歯科鋳造用14カラット金合金インレー用（ＪＩＳ適合品）	１g	13,287円
003　歯科鋳造用14カラット金合金鋲用（ＪＩＳ適合品）	１g	14,682円	003　歯科鋳造用14カラット金合金鋲用（ＪＩＳ適合品）	１g	11,978円
004　歯科用14カラット金合金鋲用線（金58.33％以上）	１g	14,777円	004　歯科用14カラット金合金鋲用線（金58.33％以上）	１g	12,073円
005　歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１g	14,766円	005　歯科用14カラット合金用金ろう（ＪＩＳ適合品）	１g	12,062円
006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	4,779円	006　歯科鋳造用金銀パラジウム合金（金12％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	3,802円
007～009　（略）			007～009　（略）		
010　歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	6,446円	010　歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	5,435円
011　歯科鋳造用銀合金　第１種（銀60％以上インジウム５％未満　ＪＩＳ適合品）	１g	262円	011　歯科鋳造用銀合金　第１種（銀60％以上インジウム５％未満　ＪＩＳ適合品）	１g	207円
012　歯科鋳造用銀合金　第２種（銀60％以上インジウム５％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	287円	012　歯科鋳造用銀合金　第２種（銀60％以上インジウム５％以上　ＪＩＳ適合品）	１g	232円
013　歯科用銀ろう（ＪＩＳ適合品）	１g	293円	013　歯科用銀ろう（ＪＩＳ適合品）	１g	261円
014～071　（略）			014～071　（略）		
Ⅶ～Ⅸ　（略）			Ⅶ～Ⅸ　（略）		

○経済産業省告示第十八号

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第八号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第二百三十八号（主要電気工作物を構成する設備を定める告示）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年二月二十七日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後

二　火力発電所

主要電気工作物	主設備
［略］	［略］
燃料設備	バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び

改正前

二　火力発電所

主要電気工作物	主設備
［略］	［略］
燃料設備	廃棄物固形化燃料を貯蔵する設備、油タンク及びガスタンク、液化ガス用貯槽（安全弁を含む。以下この号において同じ。）、防液堤（ア